

質問・回答書

件 名	市庁舎等管理業務委託	
項 目	質 問	回 答
障がい者の継続雇用に関して	様式7-②障がい者の継続雇用は週20時間～30時間勤務の短時間労働者も評価の対象になっておりますので、短時間労働者も含めて1年以上の継続雇用が5名以上であれば2点の加点になるという理解でよろしいでしょうか？	週20時間～30時間勤務の障害者の方も平成21年4月1日以降に新規雇用し、提案書提出日の前日において1年以上継続して雇用された方が5人以上であれば、2点の加点になります。
研修体制に関して	契約期間中の研修計画の有無及び内容の評価ですが、履行期間の初日から6ヶ月以内に終了する研修を対象とするとなっておりますので、様式2に記載する研修計画は、履行期間の初日から6ヶ月以内に実施する研修のみを記載するという理解でよろしいでしょうか？	履行期間の初日から6か月以内に実施する予定の研修を記載してください。
障がい者及び就職困難者の職場実習に関して	職場実習の対象者ですが、C-STEPが取組をしているような大阪府の支援学校の生徒さん達を対象とした実習受け入れも評価の対象となるのでしょうか？	今回は評価対象とはなりません
パートタイム労働者の雇用管理改善に関して	パートタイム労働者の雇用改善に対する社内規定の有無及びその内容によって総点4点の加点となっておりますが、具体的にどのような場合は満点で、どのような場合は減点となるのでしょうか？	既に全ての項目に取り組んでいただいている場合は満点となり、未対応の項目が減点の対象となります。
研修体制に関して	研修資料・レジュメですが、様式1・2とも共通の場合、1部の添付で良いですか？またその場合は様式1の後ろに添付しても良いですか？	研修資料・レジュメ等の表紙に「様式1・様式2 共通資料」と明記いただくなど、どの様式に対応する資料であるか判別できるようにしていただければ、1部の添付で結構ですし、番号の早い様式の後ろに添付いただければ結構です。
様式4について	中頃の文書で、日付が平成24年10月・・・になっております。平成26年に修正しても良いですか？	「平成26年10月1日までに…」の誤りです。正しい様式を添付しておきますので、そちらを使用してください。よろしく願います。
就職困難者の継続雇用について様式5	評価詳細シートには、障害者雇用は除くとありますが、様式5には「就職困難者」とは、2の障害者就業・生活支援センターがあります。障害者も含まれますか？	障害者の継続雇用につきましては、「②障害者の雇用」の項目で評価しますので、ここでは障害者は除いた評価となります。
就職困難者の継続雇用について様式5	紹介機関は大阪府下の各市町村就労支援も含まれますか？	茨木市就職サポートセンター、母子家庭等就業・自立支援センター相談者、ホームレス自立支援センター利用者とし、生活困窮者自立支援法による支援事業対象者としてします。
全体	前回公募時から仕様の変更はございますでしょうか。変更があれば変更点をご開示下さい。	主な変更点 (追加) 清掃業務に尿石抑制設備の設置維持管理を追加 (削除) 自動交付機管理業務、中条図書館駐車場料金回収業務を削除